

国民の保護に関する業務計画

令和3年3月

公益社団法人三重県バス協会

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第2章 平素からの備え	2
第1節 活動体制の整備	2
第2節 関係機関との連携	4
第3節 旅客等への情報提供の備え	4
第4節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備	4
第5節 管理する施設等に関する備え	4
第6節 運送に関する備え	4
第7節 備蓄	5
第8節 訓練の実施	5
第3章 武力攻撃事態等への対処	5
第1節 武力攻撃事態等への対応	5
第2節 活動体制の確立	5
第3節 安全の確保	7
第4節 関係機関との連携	7
第5節 旅客等への情報提供	7
第6節 警報等の伝達	7
第7節 施設の適切な管理及び安全確保	7
第8節 運送の確保	7
第9節 避難・救援に関する支援	8
第10節 安否情報の収集	8
第11節 応急の復旧	8
第4章 緊急対処事態への対処	9
第1節 活動体制の確立	9
第2節 緊急対処保護措置の実施	9
第5章 計画の適切な見直し	10

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 36 条第 2 項及び第 182 条第 2 項の規定に基づき、公益社団法人三重県バス協会（以下「バス協会」という。）は、バス協会会員（以下「会員」という。）と連携協力し、会員の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第 2 節 基本方針

武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）、三重県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、県国民保護計画及びこの計画に基づき、会員と連携協力し、次の点に留意しつつ自らの業務に係る国民保護措置を実施するものとする。

1 国民に対する情報提供

インターネット等の広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するように努めるものとする。

2 関係機関との連携の確保

国民保護措置に関し、平素から国、県、市町及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）との連携体制の整備に努めるものとする。

3 国民保護措置の実施に関する自主的判断

国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。

また、判断した結果を県及び市町（以下「県等」という。）に連絡するように努めるものとする。

4 安全の確保

国民保護措置の実施に当たっては、国及び県等の協力を得つつ、国民保護措置を実施する協会職員のほか、会員の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するよう努めるものとする。

5 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

(1) 国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等に対して優先して救命、避難などを行うよう努めるものとする。

(2) 特殊標章の使用に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施(赤十字活動、外国人の安否情報の収集等)を確保するものとする。

6 三重県国民保護対策本部長の総合調整

(1) 三重県国民保護対策本部長(以下「県対策本部長」という。)による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所用の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

(2) 三重県知事(以下「県知事」という。)から緊急に避難住民の運送等に関し指示が行われた場合には、国民保護法に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。。

第2章 平素からの備え

第1節 活動体制の整備

1 公益社団法人三重県バス協会国民保護連絡調整会議の設置

(1) 会員の業務に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事務について、会員相互の連絡及び調整を図るとともに円滑な実施を期するための常設の連絡調整組織として、バス協会に公益社団法人三重県バス協会国民保護連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置するものとする。

(2) 連絡調整会議の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集及び連絡体制の整備

ア 会員が管理する施設の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定めるものとする。

イ 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努

めるものとする。また、武力攻撃災害により連絡担当者が被害を受けた場合においても、バス協会及び会員における組織内及び相互の連絡を確実に行えるよう、連絡ルート多重化、代行する職員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 通信体制の整備

ア 武力攻撃事態等において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備するよう努めるものとする。

イ 通信体制の整備に当たっては、武力攻撃災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努めるものとする。

ウ 平素から国民保護措置に必要な通信設備の点検を定期的実施するよう努めるものとする。

3. 緊急参集体制及び活動体制の整備

(1) 武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためのバス協会における必要な体制を迅速に確立するため、関係職員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係職員に周知するよう努めるものとする。

なお、必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など職員のサービスの基準に関し必要な事項を併せて定めるよう努めるものとする。

(2) 緊急参集を行う関係職員については、武力攻撃事態等により交通機関が途絶することを考慮し、複数の参集経路、移動方法等を事前に確認しておくよう努めるものとする。

(3) 武力攻撃事態等が長期に及んだ場合に備え、職員の交代要員の確保等に関する体制を整備するよう努めるものとする。

(4) 防災のための備蓄を活用しつつ、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等の備蓄又は調達体制の整備等に努めるものとする。

4 特殊標章等の適切な管理

県知事が平時より特殊標章等の使用の許可を行う場合であって、あらかじめ県知事より特殊標章等の使用の許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の許可の申請を行い、適切に管理を行うものと

する。

第 2 節 関係機関との連携

平素から関係機関との間で、国民保護措置の実施における連絡体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 旅客等への情報提供の備え

- 1 武力攻撃事態等において、運行状況等の情報を、校内放送、協会ホームページなどを活用して、旅客などに対し適時かつ適切に提供できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 2 情報提供の体制の整備に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他の配慮を要するものに対しても、情報を伝達できるよう努めるものとする。

第 4 節 警報又は避難措置の指示等の伝達体制の整備

県知事から警報、避難の指示等の通知を受けた場合における連絡方法、連絡手順など必要な事項の整備に努めるものとする。

第 5 節 管理する施設等に関する備え

- 1 会員は、管理する施設において、武力攻撃事態発生時の避難者及び帰宅者による集中、殺到又は混乱並びに負傷者の発生に備えて、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客誘導を図るための体制の整備に努めるものとする。
- 2 武力攻撃事態等において、会員は、管理する施設及び設備の応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 3 会員が管理する施設が県知事により避難施設に指定された場合には、避難住民の受入が適切に行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

第 6 節 運送に関する備え

- 1 県などが、避難住民の運送を実施するための体制の整備を行うに当たっては、連絡先の提供、輸送力及び輸送施設に関する情報の提供、県等との協定の締結など必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 2 会員は、武力攻撃事態等発生時に避難住民の緊急輸送が円滑に実施されるよう、県等と連携しつつ、これらの緊急輸送に関わる実施体制の整備、異なる輸送モードを含めた他の指定地方公共機関等との協力体制の構築（振替輸送等）に努めるものとする。

第 7 節 備蓄

1 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるものとする。

2 武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、県等や他の事業者などの間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第 8 節 訓練の実施

1 平素より、バス協会は、的確な国民保護措置の実施が可能となるよう協会内及び加盟事業者における訓練の実施に努めるとともに、県等が実施する国民保護措置についての訓練へ参加するよう努めるものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、実際の通信機器を使用するなど実践的な訓練となるよう努めるものとする。

2 国民保護措置と防災のための措置との間で共通する訓練については、これらを実施する際に、相互に応用できることを示して、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。

第 3 章 武力攻撃事態等への対処

第 1 節 武力攻撃事態等への対応

1 武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という。)が定められ、三重県に三重県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置された場合には、県対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

2 県知事から県対策本部の設置について連絡を受けたときは、警報の通知に準じて、会員に迅速にその旨を周知するよう努めるものとする。

第 2 節 活動体制の確立

1 公益社団法人三重県バス協会国民保護対策本部の設置等

(1) 公益社団法人三重県バス協会国民保護対策本部の設置

ア 県対策本部が設置された場合には、必要に応じて、公益社団法人三重県バス協会国民保護対策本部(以下「バス協会対策本部」という。)を設

置する。

イ バス協会対策本部は、国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会員での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

ウ バス協会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。

エ この計画に定めるもののほか、バス協会対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

(2) 各会員国民保護対策本部の設置

ア 各会員は、バス協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ、バス協会対策本部に準じた組織（以下「会員対策本部」という。）を設置するものとする。

イ 各会員は、会員対策本部を設置したときは、バス協会対策本部に連絡するものとする。

2 緊急参集の実施

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、必要に応じ、関係職員の緊急参集を行うものとする。

3 情報連絡体制の確保

(1) 情報収集及び報告

ア バス協会対策本部は、会員が管理する施設等の被災の状況、国民保護措置の実施状況、運行状況など武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集するものとし、これらの情報を集約し、必要に応じ、県対策本部に報告するものとする。

イ バス協会対策本部は、県対策本部より武力攻撃事態等の状況や国民保護措置を実施するに当たり必要となる安全に関する情報などについて収集を行うとともに、会員での共有を行うものとする。

(2) 通信体制の確保

ア 武力攻撃事態等が発生した場合には、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するよう努めるものとする。。

イ 国民保護措置の実施に必要な通信手段を確保するため、支障が生じた情報通信施設の応急復旧のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、直ちに県対策本部に支障の状況を連絡するものとする。

第3節 安全の確保

1 国民保護措置を実施するに当たっては、その内容に応じ、県等から武

力攻撃の状況その他必要な安全に関する情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡体制及び応援の体制の確立等の支援を受けるものとし、これらを活用し、協会職員のほか、会員が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

2 国民保護措置を安全に実施するため、国民保護法第158条第1項に基づく特殊標章及び身分証明書を使用する場合には、県知事の許可に基づき適切に使用するものとする。

第4節 関係機関との連携

県対策本部、市町対策本部、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関と緊密に連携し、的確な国民保護措置の実施に努めるものとする。

第5節 旅客等への情報提供

運行状況等の情報を、構内放送、ホームページ等を活用して、旅客等に対し適時かつ適切に提供するように努めるものとする。

第6節 警報等の伝達

県知事より警報の通知及び避難の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、会員への迅速かつ確実な伝達を行うとともに、施設利用者への伝達に努めるものとする。

第7節 施設の適切な管理及び安全確保

会員が管理する施設について、県知事から指導等があった場合には、安全の確保に十分配慮の上、巡回の強化など安全確保のための措置を講ずるよう速やかに伝達するものとする。

第8節 運送の確保

1 避難住民の運送

ア 県知事から避難措置の指示の通知を受けた場合には、別に定めるところにより、会員へ迅速かつ確実に伝達を行うものとする。

イ 県知事により避難の指示が行われる場合には、県と緊密に連絡を行い、必要に応じて県知事より避難住民の運送の求めが行われることに備え、輸送力の確保など避難住民の運送の実施に必要な体制を整えるものとする。

ウ 市町より避難実施要領の通知があった場合には、会員における共有を行うほか、その内容に応じ、必要な体制の確保に努めるものとする。

エ 県知事または市町長（以下「県知事等」という）より避難住民等の運送の求めがあった場合には、資機材の故障などにより当該運送ができないなど正当な理由がない限り、これらの運送を的確かつ迅速に行うものとする。

る。

オ 避難住民等の運送の実施に当たっては、当該運送の求め等を行った者より提供される安全に関する情報に基づき、当該運送に従事する者に危険が及ぶことのないよう安全の確保に十分配慮するよう努めるものとする。また、気象条件の運行環境によっては、現場での運送を実施する責任者が判断して安全確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 運送の維持

ア 会員は、運送に必要な施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持等、武力攻撃事態等において旅客を適切に運送するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 会員は、運行に障害が生じた場合には、必要に応じ、県など関係機関に当該障害について連絡を行うとともに、県など関係機関の協力を得つつ、他の運送事業者である指定公共機関と連携し、代替輸送の確保について努めるものとする。

第9節 避難・救護に関する支援

会員が管理する施設であって、あらかじめ県知事より避難施設と指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、当該避難施設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10節 安否情報の収集

1 県等が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、県等の行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

2 県等が行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

第11節 応急の復旧

1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

2 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最

優先に行うよう努めるものとする。

３ 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

４ バス協会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県対策本部に報告するものとする。

第４章 緊急処理事態への対処

第１節 活動体制の確立

１ バス協会緊急処理事態対策本部の設置等

（１）バス協会緊急処理事態対策本部の設置

ア 三重県緊急処理事態対策本部（以下「県緊急処理事態対策本部」という。）が設置された場合には、必要に応じて、公益社団法人三重県バス協会緊急処理事態対策本部（以下「バス協会緊急処理事態対策本部」という。）を設置するものとする。

イ バス協会協会緊急処理事態対策本部は、協会内及び会員における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び協会内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

ウ バス協会緊急処理事態対策本部は、緊急事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。

エ バス協会緊急処理事態対策本部を設置したときは、県緊急処理事態対策本部に連絡を行うものとする。

オ この計画に定めるもののほか、バス協会緊急処理事態対策本部の組織及び運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

（２）会員緊急処理事態対策本部の設置

ア 各会員は、バス協会緊急処理事態対策本部が設置された場合には、必要に応じ、バス協会緊急処理事態対策本部に準じた組織（以下「会員緊急対処対策本部」という。）を設置するものとする。

イ 各会員は、緊急処理事態対策本部を設置したときは、その旨をバス協会緊急処理事態対策本部に報告するものとする。

第２節 緊急対処保護措置の実施

緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法について

は、この計画の第1章から第3章までの定めに準じて行うこととする。

第5章 計画の適切な見直し

1 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知事に通知するとともに、ホームページ等において公表を行うものとする。

2 この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。